

## 広島県立広島産業会館ホームページリニューアル業務委託契約書(案)

公益財団法人ひろしま産業振興機構(以下「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)は、広島県立広島産業会館ホームページ(以下、「会館ホームページ」という。)のリニューアル業務委託に関し、以下のとおり合意した。

### (基本合意)

第1条 甲は、乙に対して、以下の内容の会館ホームページリニューアル業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

### (本件業務の遂行)

第2条 乙は、本件業務を、善良なる管理者の注意をもって遂行する。

2 乙は、本件業務を、善良なる管理者の注意をもって遂行する。

3 乙は、本件業務の実施に際し、甲に本件サイトの内容の確認その他必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、適時にこれに応ずるものとする。

### (連絡会)

第3条 甲および乙は、本件業務の進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他本件開発業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するために、相手方の求めに応じて、連絡会を開催することとする。

2 連絡会の具体的方法は、別途当事者の協議によって定める。

### (委託料)

第4条 甲は、乙に対して、本件業務の委託料として金〇〇円(消費税含む。)を作業期間が終了した日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

2 委託料は乙が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

振込手数料は、甲の負担とする。

### (委託期間)

第5条 本件業務の委託期間は契約締結日から令和6年3月31日までとする。

### (権利義務の譲渡・再委託)

第6条 乙は、事前に甲の書面による承認を得た場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- ① 本契約により生じる権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、また担保とする行為
- ② 本件業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせる業務。

### (報告義務)

第7条 乙は、本件業務の実施状況について、甲から請求があったときは、遅滞なくその状況を報告しなければならない。

2 乙は、甲に対し本件業務完了後、速やかに完了報告書を提出しなければならない。

### (不可抗力免責)

第8条 本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、法令の制定改廃その他甲及び乙の責に帰すことができない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能については、甲及び乙は責任を負わない。

### (成果物の納品)

第9条 乙は、委託期間満了までに本件業務を完了し、会館ホームページを甲の指定する方法により納品する。なお、納品に要する費用は、乙の負担とする。

2 前項に定める納品は、原則として、パスワード設定した本件サイトをウェブ上に仮公開した上で、そのURL およびパスワードを記載した納品書を、甲に送付する方法により行うものとする。

3 会館ホームページの納品完了前に、会館ホームページが滅失または棄損した場合、甲の責めによる場合を除いて、乙がその全損害を負担する。

### (検収)

第10条 甲は、納品完了後●営業日以内に、会館ホームページの内容及び品質が甲の指示に適合しているかの検査(以下、「納品検査」という。)を実施し、その結果を乙に通知しなければならない。

2 前項の期限内に甲が通知をしないときは、会館ホームページは納品検査に合格したものとみなす。

3 納品検査の結果、会館ホームページの内容及び品質が甲の指示に適合していない場合、甲は乙に対して修正の必要な事項を書面にて通知するものとする。乙は、当該通知の受領後速やかに自己の責任と費用負担においてこれを修補し、差塩、納品を行い甲の納品検査を受けるものとする。

### (会館ホームページの公開)

第11条 前条に定める納品検査に合格した場合、乙は、会館ホームページを正式公開し、甲にその旨を通知する。会館ホームページの公開をもって、本件業務は終了するものとする。

### (契約不適合責任)

第12条 会館ホームページの公開後、会館ホームページについて甲の指示との不適合その他不具合(以下「不適合」という。)が発見された場合、甲は、乙に対して、当該不適合の修正を請求することができ、乙は、当該不適合を無償にて修正するものとする。

2 前項の規定は不適合が甲の提供した資料等または甲の与えた指示等その他乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等または指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

- 3 第1項の規定に基づく乙の不適合責任は、会館ホームページが納品検査に合格した後●ヶ月以内に、甲から請求がなされた場合に限るものとする。

#### (反社会的勢力の排除に係る表明および確約)

第 13 条 甲及び乙は、互いに自ら又は自らの役職員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4)暴力団員等に対して、それと知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、互いに相手方に対して自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも 該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反したことが判明した場合は、何ら通知・催告することなく、本契約書を解除することができる。
- 4 甲又は乙は、前項の適用により相手方に生じた損害について、賠償の義務を負わない。また、甲及び乙に生じた損害については、相手方がその責任を負うものとする。

#### (本件業務に関する権利の帰属)

第 13 条 乙が、本件業務の遂行過程において作成し、甲に提出したデザイン物、プログラム、その他の著作物に対する著作権(乙が保有する著作権に限る)は、納品検査に合格した時点で、乙より甲へと譲渡されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の特許権等は、乙に留保される。

- ① 乙が従前から有していたもので、その内容が会館ホームページに利用された著作権
- ② 本件開発業務によって新たに作成されたもので、会館ホームページに直接利用されていない著作物

#### (人格権の不行使)

第 14 条 乙は、甲に対して、前条に基づき譲渡した著作権について、乙が有する著作者人格権その他の人格権を行使しないものとする。

#### (通知義務)

第 15 条 甲または乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、またはそのおそれのあるときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

- ① 法人の名称または商号の変更
- ② 振込先指定口座の変更
- ③ 代表者の変更
- ④ 本店、主たる事務所の所在地または住所の変更

#### (秘密保持義務)

第 16 条 甲または乙は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、本件秘密情報を、本件開発等の担当者以外の第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- ① 相手方から開示される前からすでに知っていたもの
  - ② 相手方から開示される前にすでに公知となっていたもの
  - ③ 相手方から開示された後に、自己の責めに帰し得ない事由によって公知となったもの
- 2 甲または乙は、本件開発業務の担当者に秘密を保持すべき義務を負わせるなど、本件秘密情報の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 3 甲または乙は、事前に相手方の書面による同意を得ていた場合を除き、本件秘密情報を本件開発等以外の目的で使用してはならない。

#### (中途解約)

第 17 条 甲または乙は、●ヶ月前に書面で予告することにより、いつでも本契約を解約することができる。

2 前項の場合、解約申し入れを受けた相手方は、本契約の終了による損害の賠償請求をすることはできない。

#### (解除)

第 15 条 甲または乙は、相手方において、次の各号の1つに該当する事実が発生した場合には、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 本契約に定める条項に違反し、かつ相手方からの書面による催告を受領した後●週間以内には正されないとき
- ② 手形または小切手が不渡りとなったとき
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申し立てがあったとき
- ④ 破産、会社整理、会社更生、民事再生の手続き開始の申立てを自ら行ったとき、または申し立て

られたとき

- ⑤ 解散、または営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
- ⑥ 合併、会社分割、株式交換または株式移転の手続きを開始したとき(甲及び乙が当事者である場合を除く)

2 前項各号によって本契約が解除された場合、解除権者は相手方に対しこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

#### (契約終了後の措置)

第 16 条 甲または乙は、本契約が終了した場合または相手方の要求があった場合には、直ちに相手方から交付された資料(その複製物を含む)を返還し、又は相手方立会いのもとで破棄しなければならない。

#### (合意管轄)

第 17 条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、広島地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

#### (協議)

第 18 条 本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は、信義誠実の原則に従い協議を行う。

以上本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名捺印の上各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲(委託者) 住所  
                  団体名  
                  代表者名  
乙(受託者) 住所  
                  会社名  
                  代表者名